

広島県告示第五百三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成十九年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十九年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字白砂の一部、湯来町大字葛原の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
呉市	下蒲刈町田ノ尻・宇都迫	交付決定の日 平成二〇年三月三日
三原市	沼田町の一部、本郷町上北方の一部、久井町山中野の一部、久井町小林の一部、苜原の一部、長谷町の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
尾道市	御調町菅の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
福山市	千田町大字千田の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
府中市	斗升の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
三次市	東酒屋町の一部、甲奴町梶田の一部、君田町東入君の一部、布野町上布野の一部、作木町下作木の一部、作木町矢田、作木町光守・西野の一部、作木町大島の一部、吉舎町雲通の一部、三和町羽出庭の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
庄原市	総領町五箇の一部、東条町東城の一部、東城町川西の一部、東城町川東の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
東広島市	西条町馬木・大沢・福本・森近の一部、豊栄町乃美の一部、安芸津町風早・三津の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
廿日市市	峠の一部、飯山の一部、熊崎、細井原楢乱杉、妙音寺原、中道字立石、石原茅谷溝ヶ休、駄荷城・駄荷	交付決定の日 平成二〇年三月三日
安芸高田市	高宮町来女木の一部、羽佐竹の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日
熊野町	呉地の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字白砂の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
福山市	千田町大字千田の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
府中市	斗升の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町東城の一部、東城町川西の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
廿日市市	峠の一部、熊崎、細井原檜乱杉	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
安芸高田市	高宮町来女木の一部、美土里町北の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
熊野町	呉地の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
神石高原町	油木の一部、安田の一部、福永の一部、坂瀬川の一部、笹尾の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日

北広島町	大朝の一部、今田南、西宗の一部、都志見の一部、水谷山、戸谷の一部、文蔵山、今田の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
大崎上島町	西野の一部、中野の一部、東野の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
世羅町	安田の一部、本郷の一部、井折の一部、寺町の一部、川尻の一部、小谷の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日
神石高原町	油木の一部、安田の一部、福永の一部、笹尾の一部、坂瀬川の一部	交付決定の日 平成二〇年三月三十一日